

建設企業常任委員会 審査順序

● 付託議案について

- 議案第 105 号 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 106 号 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得方法の多様化に係る所要の改正が行われたことにより、交通部企業職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合における給与の減額に係る規定の整備をするためのもの。

2 改正の内容

八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 14 条第 2 項の条文中、部分休業の規定について、「1 日の勤務時間の一部を勤務しないこと」を「1 日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないこと」に改める。

3 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

議案第 106 号

八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得方法の多様化に係る所要の改正が行われたことにより、病院企業職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合における給与の減額に係る規定の整備をするためのもの。

2 改正の内容

八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 21 条第 2 項の条文中、部分休業の規定について、「1 日の勤務時間の一部を勤務しないこと」を「1 日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないこと」に改める。

3 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日